

平成28年第3回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成28年第3回教育委員会定例会議事日程

平成28年3月23日（水）

午後1時 開会

多賀城市役所3階 第二委員会室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第4号

職員の人事について

議案第16号

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係
る意見について

議案第17号

教育長に対する事務委任等規則の一部を改正す
る規則について

議案第18号

第3次多賀城市子ども読書活動推進計画につい
て

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成28年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

2月9日から29日間の会期で開催された「平成28年市議会第1回定例会」は、予定どおり3月8日に閉会いたしました。教育委員会関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

3月9日、仙台市で第7回仙台管内教育委員会教育長会議が開催され教育長が出席しました。

■学校教育課関係

市立学校の「卒業式」は、3月12日に中学校、3月18日に小学校で執り行われ、小学生580名、中学生594名が卒業しております。

平成28年度の「入学式」は、小・中学校とも4月8日に執り行われます。

教職員の異動につきましては、市内での異動を含めて、転出が59名、転入が47名となっています。そのうち、小学校長3名が退職となります。

■生涯学習課関係

2月27日、成人教育事業「金融講座、ライフプランと資産運用～私たちの暮らしと経済～」が中央公民館で開催され、生涯設計に基づいた資産管理の方法と考え方について12名が学びました。

同日、「ユネスコ無形文化遺産、国指定重要無形文化財特別観賞会」が文化センター大ホールにおいて開催され、821名が沖縄の伝統芸能「組踊（くみおどり）」を楽しみました。

3月4日から3月6日までの3日間、「見て、聞いて、体験して、楽しむ」のテーマの下、「文化センターまつり」が開催され、2,057名の入場者がありました。22団体の展示のほか、20団体が日ごろの活動成果を舞台上で発表しました。併せて、史跡ボランティアの会とジュニアリーダーエステバンによる体験コーナーも開催され、多くの市民が楽しみました。

3月12日、「生涯学習100年構想実践委員会あすなる教室」の閉講式が市民活動サポートセンターで行われました。

3月13日、「第25回多賀城市ソフトバレーボール大会」が総合体育館で開催され、26チーム156名が出場しました。混合一般の部は CHELSEA（ちえるしー）が優勝しました。

3月19日、将来のジュニアリーダーを養成するための「次世代リーダー育成研修」を利府町にある青少年の森で開催し、小学4年生から6年生までの25名が参加しました。専門講師とジュニアリーダー「エステバン」の指導により、リーダーとしての知識、技術を身につけるための自然散策や創作活動等を行いました。

3月21日、多賀城市立図書館が開館し、指定管理業務が開始されました。開館に先立ち、20日に市民内覧会を行い、1,900人が来館しました。

■文化財課関係

3月13日、宮城県教育委員会による「多賀城跡整備基本計画の住民説明会」が市川区集会所において開催され、文化財課長が出席しました。

3月17日、「平成27年度第2回文化財保護委員会」を開催し、教育長、副教育長、文化財課長等が出席しました。平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画等の報告を行いました。

平成28年3月23日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

臨時代理事務報告第4号

職員の人事について

このことについて、別紙のとおり発令したので報告する。

平成28年3月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

人 事 異 動 内 示 書

【教育委員会の事務部局】

平成28年3月21日

異 動				転 入			
現所属・職名	氏名	異動区分	発令事項	異動区分	発令事項	氏名	現所属・職名
				配置換え	参事 事務局生涯学習課	丸山 隆	市立図書館長
市立図書館長	丸山 隆	配置換え	参事 事務局生涯学習課				

議案第16号

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見に
ついて

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する
法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求
められたので、異議ない旨申し出る。

平成28年3月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和56年多賀城市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「41,000円」を「41,100円」に、「33,700円」を「33,800円」に、「23,600円」を「23,700円」に、「159,500円」を「160,200円」に、「40,800円」を「40,900円」に、「35,500円」を「35,600円」に、「24,300円」を「24,400円」に、「38,600円」を「38,700円」に、「99,300円」を「99,700円」に、「92,300円」を「92,700円」に、「70,700円」を「71,000円」に、「57,300円」を「57,500円」に、「47,100円」を「47,300円」に、「43,600円」を「43,700円」に、「22,300円」を「22,400円」に、「88,400円」を「88,700円」に、「75,000円」を「75,300円」に、「64,800円」を「65,000円」に、「40,000円」を「40,100円」に、「197,200円」を「198,000円」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年多賀城市条

例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第4項に後段として次のように加える。

この場合において、同表中「50,800円」とあるのは「51,000円」と、「41,000円」とあるのは「41,100円」とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第16号資料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条の規定による改正（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新				旧			
本則 略				本則 略			
附則 略				附則 略			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分		報酬の額	旅費	区分		報酬の額	旅費
教育委員会の委員		月額 <u>41,100円</u>	略	教育委員会の委員		月額 <u>41,000円</u>	略
選挙管理委員会	委員長	月額 <u>33,800円</u>	略	選挙管理委員会	委員長	月額 <u>33,700円</u>	略
	委員	月額 <u>23,700円</u>	略		委員	月額 <u>23,600円</u>	略
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	月額 <u>160,200円</u>	略	監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	月額 <u>159,500円</u>	略
	議会の議員のうちから選任された者	月額 <u>40,900円</u>	略		議会の議員のうちから選任された者	月額 <u>40,800円</u>	略
農業委員会	会長	月額 <u>35,600円</u>	略	農業委員会	会長	月額 <u>35,500円</u>	略
	委員	月額 <u>24,400円</u>	略		委員	月額 <u>24,300円</u>	略
スポーツ推進委員		年額 <u>38,700円</u> 略	略	スポーツ推進委員		年額 <u>38,600円</u> 略	略
略		略	略	略		略	略
	団長	年額 <u>99,700円</u> 出動1回につき 略	略		団長	年額 <u>99,300円</u> 出動1回につき 略	略

消防団	副団長	年額 <u>92,700円</u> 出動1回につき 略	略
	分団長	年額 <u>71,000円</u> 出動1回につき 略	略
	副分団長	年額 <u>57,500円</u> 出動1回につき 略	略
	班長	年額 <u>47,300円</u> 出動1回につき 略	略
	機関員	年額 <u>43,700円</u> 出動1回につき 略	略
	団員	年額 <u>22,400円</u> 出動1回につき 略	略
交通安全指導隊	隊長	年額 <u>88,700円</u> 出動1回につき 略	略
	副隊長	年額 <u>75,300円</u> 出動1回につき 略	略
	班長	年額 <u>65,000円</u> 出動1回につき 略	略
	隊員	年額 <u>40,100円</u> 出動1回につき 略	略
区長	年額 世帯数に410円を乗じて得た額に <u>198,000円</u> を加えて得た額	略	

消防団	副団長	年額 <u>92,300円</u> 出動1回につき 略	略
	分団長	年額 <u>70,700円</u> 出動1回につき 略	略
	副分団長	年額 <u>57,300円</u> 出動1回につき 略	略
	班長	年額 <u>47,100円</u> 出動1回につき 略	略
	機関員	年額 <u>43,600円</u> 出動1回につき 略	略
	団員	年額 <u>22,300円</u> 出動1回につき 略	略
交通安全指導隊	隊長	年額 <u>88,400円</u> 出動1回につき 略	略
	副隊長	年額 <u>75,000円</u> 出動1回につき 略	略
	班長	年額 <u>64,800円</u> 出動1回につき 略	略
	隊員	年額 <u>40,000円</u> 出動1回につき 略	略
区長	年額 世帯数に410円を乗じて得た額に <u>197,200円</u> を加えて得た額	略	

第2条の規定による改正（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

新	旧
<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表（同条の規定による改正に係る部分に限る。）の規定は適用せず、同条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表（同条の規定による改正に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。<u>この場合において、同表中「50,800円」とあるのは「51,000円」と、「41,000円」とあるのは「41,100円」とする。</u></p> <p>5・6 略</p>	<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表（同条の規定による改正に係る部分に限る。）の規定は適用せず、同条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表（同条の規定による改正に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>5・6 略</p>

議案第 17 号

教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則について

教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

平成 28 年 3 月 23 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

多賀城市教育委員会

多賀城市教育委員会規則第 号

教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を第16号とし、同条第14号中「不服申立て、訴訟等の争訟」を「訴訟等」に改め、同号を同条第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

(14) 審査請求に対する裁決を行うこと（却下する場合を除く。）。

第4条第1項第10号中「及び多賀城市情報公開・個人情報保護審査会への諮問並びに」を「、」に、「同審査会への諮問」を「多賀城市行政不服等審査会への諮問並びに多賀城市行政不服等審査会条例（平成28年多賀城市条例第1号）第3条第3項の規定に基づく同審査会への意見の求め」に改め、同項中第12号を第13号とし、同項第11号中「不服申立て、訴訟等の争訟」を「訴訟等」に改め、同号を同項第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 審査請求に関すること（第2条第14号に掲げる事項を除く。）。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第17号資料

教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (教育委員会議決事項)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議において議決を受けなければならない。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 審査請求に対する裁決を行うこと(却下する場合を除く。)</u>。</p> <p><u>(15) 重要な訴訟等</u>及び和解に関すること。</p> <p><u>(16) 略</u></p> <p>第3条 略 (教育長専決事項)</p> <p>第4条 教育長の専決(特定の事案の処理に関し、教育委員会に変わって常時意思決定をすることをいう。)に係る事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 多賀城市情報公開条例(平成10年多賀城市条例第22号)に基づく公文書の開示請求に対する決定等、 <u>多賀城市個人情報保護条例(平成9年多賀城市条例第10号)に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定等並びに多賀城市行政不服等審査会への諮問並びに多賀城市行政不服等審査会条例(平成28年多賀城市条例第1号)第3条第3項の規定に基づく同審査会への意見の求めに関すること。</u></p> <p><u>(11) 審査請求に関すること(第2条第14号に掲げる事項を除く。)</u>。</p> <p><u>(12) 軽易な訴訟等</u>及び和解に関すること。</p> <p><u>(13) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (教育委員会議決事項)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議において議決を受けなければならない。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 重要な不服申立て、訴訟等の争訟及び和解に関すること。</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p>第3条 略 (教育長専決事項)</p> <p>第4条 教育長の専決(特定の事案の処理に関し、教育委員会に変わって常時意思決定をすることをいう。)に係る事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 多賀城市情報公開条例(平成10年多賀城市条例第22号)に基づく公文書の開示請求に対する決定等<u>及び多賀城市情報公開・個人情報保護審査会への諮問並びに多賀城市個人情報保護条例(平成9年多賀城市条例第10号)に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定等並びに同審査会への諮問</u> <u>に関すること。</u></p> <p><u>(11) 軽易な不服申立て、訴訟等の争訟及び和解に関すること。</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>

議案第 18 号

第 3 次多賀城市子ども読書活動推進計画の策定について
このことについて、別紙のとおり定める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 18 号関係

第 3 次多賀城市子ども読書活動推進計画

～夢やあこがれを育む読書プラン～

(案)

もくじ

計画策定にあたって	2
1 計画策定の背景	2
2 子どもの読書活動推進に関する取組の経過	3
3 読書活動を推進する意義	4
4 子どもの読書活動の現状に関する全国的傾向	5
第2次計画の検証	6
1 第2次計画の取組	6
2 第2次計画の成果と課題	7
第3次計画の内容	9
1 策定の趣旨及び計画期間	9
2 第3次計画の対象者と取組主体	9
3 計画の体系	9
4 目標体系と成果指標	11
5 第3次計画での取組	12
参考資料	15
1 第2次計画期間中の数値目標の達成状況	15
2 第2次計画期間中の主な取組	22

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

子どもたちにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするなど、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、さらには国による「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたことを受け、本市では平成 18 年 2 月に「多賀城市子ども読書活動推進計画」（以下「第 1 次計画」といいます。）を、平成 23 年 7 月には「第 2 次多賀城市子ども読書活動推進計画」（以下「第 2 次計画」といいます。）を策定し、読書の推進により心豊かでたくましい子どもたちの育成に取り組んできました。

平成 28 年 3 月に開館する市立図書館では、キッズコーナーをこれまで以上に拡大するほかソフト面、ハード両面にわたり従来からの取組をより充実、強化しながら、子どもの読書活動を推進することとしています。このように子どもの読書活動の更なる推進に関する新たな事業と第 2 次計画の取組を踏まえ、平成 28 年度を初年度とする「第 3 次多賀城市子ども読書活動推進計画」（以下「第 3 次計画」といいます。）を策定しました。

2 子どもの読書活動推進に関する取組の経過

子どもの読書活動を推進するための国、県及び市の主な取組は次のとおりです。

年 月	事 項
平成 13 年 12 月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
平成 14 年 8 月	国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
平成 16 年 3 月	県が「みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
平成 17 年 7 月	「文字・活字文化振興法」制定
平成 18 年 2 月	「多賀城市子ども読書活動推進計画」策定
平成 20 年 3 月	国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 2 次）」策定
平成 20 年 6 月	「図書館法」改正 (図書館奉仕の留意事項として家庭教育の向上に資することが追加)
平成 21 年 4 月	県が「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
平成 23 年 7 月	「第 2 次多賀城市子ども読書活動推進計画」策定
平成 25 年 5 月	国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 3 次）」策定
平成 26 年 3 月	県が「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
平成 27 年 4 月	「学校図書館法」改正 (学校司書の配置の努力義務化、学校司書の資質向上を図るための研修等の実施の努力義務化)

3 読書活動を推進する意義

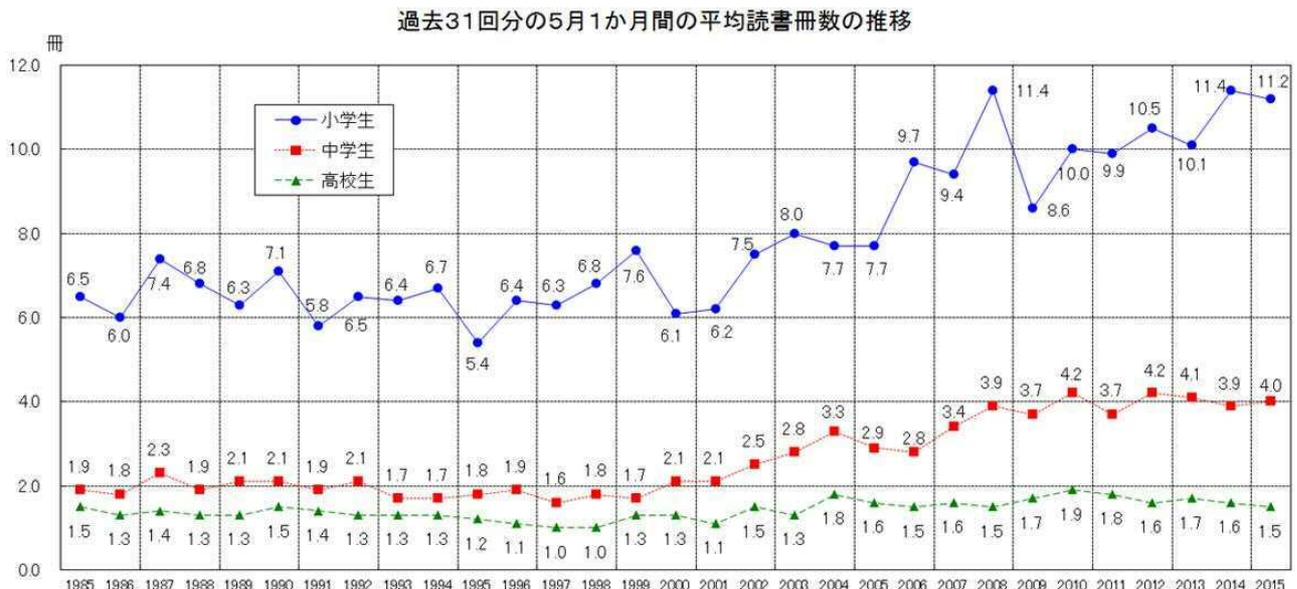
子どもの読書活動の推進に関する法律第2条では、基本理念として、「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と定められています。

平成25年2月に独立行政法人国立青少年教育振興機構では、成人及び子ども（特に中高校生）の読書活動の実態や現在の意識・能力を把握し、子どもの読書活動の推進に資する資料を収集することを目的とした調査結果（「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書」http://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/72/（参照 平成28年2月3日））を公表しました。この報告書では、「子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、『未来志向』、『社会性』、『自己肯定』、『意欲・関心』、『文化的作法・教養』、『市民性』のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い。」、「子どもの頃の読書活動と成人になってからの意識・能力との関係では、特に、就学前から小学校低学年までの『家族から昔話を聞いたこと』、『本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと』、『絵本を読んだこと』といった読書活動と、成人の『文化的作法・教養』との関係が強い。」という結果が出ており、小さい頃の読書活動が非常に大切であることがわかります。

本市では、このような結果を参考としながら、子どもたちの読書意欲が向上するよう、積極的に子どもたちの読書活動の推進に取り組めます。

4 子どもの読書活動の現状に関する全国的傾向

子どもの読書状況については、毎日新聞社が社団法人全国学校図書館協議会の協力を得て、全国の小中高校生を対象に毎年実施している学校読書調査があります。平成 27 年 6 月に調査した第 61 回学校読書調査による平均読書冊数の結果は次のとおりです。



※公益社団法人全国学校図書館協議会のホームページ ホーム>図書館に役立つ資料>「第 61 回学校読書調査」の結果 内のグラフを引用 <http://www.j-sla.or.jp/material/research/54-1.html>
(参照 平成 28 年 2 月 3 日)

平成 13 年(2001 年)「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行及び翌年の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定後は、各年で多少増減はあるものの、全体的には増加傾向にあり、平成 26 年(2014 年)では平均読書冊数が増加しています。しかし、小学生の増加傾向に対して中学生の伸び率は低く、平成 13 年(2001 年)の「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行時を基準にすると約 1 冊程度の増加にとどまっています。

第2次計画の検証

1 第2次計画の取組

第2次計画では、「本のすばらしさ、読書の楽しさ及び読書環境の充実による子ども読書の促進」を基本理念に掲げ、「読書文化の普及啓発」「読書機会の充実」「読書環境の充実」「関係機関との連携協力」の4つの基本的方策のもと、具体的取組を行ってきました。詳細については、14ページからの参考資料に記載しています。

2 第2次計画の成果と課題

第2次計画の成果と課題は下記のとおりです。

項目	目標値	実績値	成果	課題
小学生の年間読書冊数	60冊/年 (5冊/月)	101冊/年 (8.43冊/月)	宮城県の月間読書冊数が前年度より大きく下がる中、全国平均には及ばないものの、前年度並みを維持し、設定した数値目標を達成することができました。本市の第2次計画に関わる多様な主体の取組の成果であると考えています。	
小学校学校図書館年間貸出冊数	30冊	33.4冊	平成24年度から貸出数が減少していますが、第1次計画時の数値と比べれば高いレベルで推移しており、目標値も上回っています。学校図書館と市立図書館とが連携し、学校司書の派遣や授業支援等に取組んできたことによるものと考えられます。	<ul style="list-style-type: none"> さらなる学校図書館の充実と市立図書館との連携強化 読みたい本が読める環境づくり（蔵書の充実）
小学生市立図書館年間貸出冊数	20冊	11.7冊	第2次計画期間中の数値は目標値には達せず第1次計画時に比べて減少しました。しかし、学校図書館と本館のネットワークを図り学校図書館の司書派遣、市立図書館の本を一定期間学校図書館に配架する等、学校図書館を支援してきたことにより、子どもたちが市立図書館に向かなくても学校図書館で多様な本を借りることができる環境の整備を行ってきました。	<ul style="list-style-type: none"> 児童コーナーの充実 保護者が子どもを連れて行きやすく、連れていきたくなる環境づくり（親が本好きになる環境整備）
小学校朝の読書タイム実施校数	6校	6校	第2次計画時の最終年となる平成27年度までに、全小学校で実施されています。各学校10分から15分程度の時間で一斉読書に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に実施
小学校読書活動推進の独自取組実施校数	6校	6校	子どもの読書活動を推進するため、学校において多読児童・多読学級の表彰や図書館まつりの開催など、独自の取組を行っています。これらの取組は、児童の読書意欲の向上につながっていると考えています。	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に実施

項目	目標値	実績値	成果	課題
中学生の年間貸出冊数	24冊/年 (2冊/月)	39冊/年 (3.25冊/月)	全国平均と宮城県平均には及びませんが、設定した数値目標を達成することができました。	
中学校学校図書館年間貸出冊数	6冊	4冊	第2次計画期間中の中学校図書館の数値は第1次計画時からほぼ横ばいとなっています。小学校では、第2次計画期間中に市立図書館との連携事業（学校への司書派遣、図書館システム導入等）を強化したことにより、第1次計画中の平均冊数と第2次計画の平均冊数を比べると年間13冊程増加という結果を得ることができましたが、中学校の年間貸出冊数が目標値を下回る冊数で推移しているのは、市立図書館との連携事業が未実施であることも要因の一つとして考えられます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校司書の派遣や蔵書の一元管理（バーコード化）等、市立図書館との連携により学校図書館の充実を図ること ・読みたい本が読める環境づくり（蔵書の充実）
中学生市立図書館年間貸出冊数	2.5冊	1.6冊	中学生は小学生に比べ、数値は低調なレベルで推移しています。その主な理由としては、移動図書館車が巡回していないこと、学校司書の派遣を行っていないこと、部活動や勉強等で読書をする時間を確保することが難しいこと等が考えられますが、今後の取組の中で調査していく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館本館のヤングアダルトコーナー等の充実 ・勉強の合間に気軽に読書できる環境づくり
中学校朝の読書タイム実施校数	4校	4校	第2次計画の早い時期から全中学校で実施されています。各学校10分程度の時間で一斉読書に取り組んでいます。	・継続的に実施
中学校読書活動推進の独自取組実施校数	4校	4校	読書活動を推進するため、各学校において学級文庫の設置や新蔵書の周知など、独自の取組を行っています。これらの取組は、生徒の読書意欲の向上につながる取組を行っています。	・継続的に実施

第3次計画の内容

1 策定の趣旨及び計画期間

子どもの読書活動の推進に向けて、「第3次多賀城市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」といいます。）を策定するものです。

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、第五次多賀城市総合計画・後期基本計画の計画期間と連動しています。

2 第3次計画の対象者と取組主体

対 象 者 乳幼児から中学生までの市民

取 組 主 体 子どもの保護者や家族、地域社会、行政機関及び各市内小・中学校

3 計画の体系

(1) 目指す姿

多くの市民が読書の大切さを理解しており、読み聞かせ会などが各所で行われ、子どもたちが本や読書に親しむ機会が充実しています。児童・生徒は読書の習慣が身につき、自ら本を選び、進んで読書に取り組んでいます。教育機関、行政機関など関係機関ではこれら子ども読書活動をあらゆる面でサポートしており、市立図書館や学校図書館を始めとした読書環境が充実しています。

(2) 基本理念

— 本のすばらしさ、読書の楽しさ及び読書環境の充実による子ども読書の促進 —

読書が子どもたちの豊かな心を育み、生きる力を養ううえで得難い文化であることに鑑み、より多くの子どもたちに本のすばらしさ、読書の楽しさを普及し、また子どもたちが読書しやすい環境を整備することにより、多賀城市全体で子どもの読書活動を推進します。

(3) 基本的方策

ア 読書文化の普及啓発

各取組主体が、それぞれの立場であらゆる機会を捉え、本のすばらしさ、読書の楽しさを普及啓発します。また、子どもたちが本に興味を抱くようなイベントを行います。

イ 読書機会の充実

子どもの成長過程に応じた読書機会を創出します。

また、各学校が市内小・中学校の読書及び図書館運営の方策を共有しながら、読書機会を創出します。

ウ 読書環境の充実

いつでもどこでも自主的に読書活動ができるよう環境整備に努めます。市立図書館と中学校図書館のネットワークを構築します。特に市立図書館の児童書ラインナップを充実します。

エ 関係機関の連携協力

家庭、地域、学校、行政、民間団体などとの連携を強化し、子どもの読書活動推進に努めます。

4 目標体系と成果指標

子どもの読書活動の推進による成果は、単年度では成果が出にくいことから、代替指標として以下の項目を掲げます。

目標1 小学生の年間読書冊数 120冊（10冊／月）

※『第三次みやぎ子ども読書活動推進計画』の目標値と同数値

小目標1-1 小学校学校図書館年間貸出冊数 60冊

小目標1-2 小学生市立図書館年間貸出冊数 20冊

小目標1-3 小学校朝の読書タイム実施校数 6校

小目標1-4 小学校読書活動推進の独自取組実施校数 6校

目標2 中学生の年間読書冊数 48冊（4冊／月）

※『第三次みやぎ子ども読書活動推進計画』の目標値と同数値

小目標2-1 中学校学校図書館年間貸出冊数 4冊

小目標2-2 中学生市立図書館年間貸出冊数 3冊

小目標2-3 中学校朝の読書タイム実施校数 4校

小目標2-4 中学校読書活動推進の独自取組実施校数 4校

目標3 読み聞かせ年間活動回数 ※数値目標は設定せずにとり組状況を把握する指標

- ・市立図書館読み聞かせ活動回数
- ・健康課行事時読み聞かせ活動回数
- ・保育所読み聞かせ活動回数
- ・児童館・子育てサポートセンター読み聞かせ活動回数
- ・学校の読み聞かせ活動回数

5 第3次計画での取組

(1) 未就学児及びその保護者に対する読書推進の取組

- ア 各種健診の場や保育所等での読み聞かせ
各健診会場や保育所での読み聞かせを引き続き行います。
- イ 各種健診の場等を利用した本の紹介
健診の場等を利用し、保護者へおすすめの本の紹介を引き続き行います。

(2) 学校図書館の充実

- ア 小学校図書館と市立図書館との連携
小学校への学校司書の派遣を第2次計画から引き続き行います。
- イ 中学校図書館と市立図書館との連携開始
中学校への学校司書の派遣を開始します。また、図書館システムを導入し、蔵書のシステム管理を可能にします。
- ウ 図書資料の充実
古くなった本の買い換えに努めます。
- エ 市立図書館蔵書の配置
第2次計画から引き続き、市立図書館の児童向け蔵書を学校図書館に一定数配架します。
- オ 先生方への授業支援サービスの充実
学校司書を通して、授業で使用する資料の貸出等、先生方への授業支援にも力を入れていきます。

(3) 市立図書館の充実

ア 保護者が子どもと一緒に行きたくなる環境づくり

早い時期から本に親しむためには、保護者が子どもと一緒に安心して楽しく過ごすことができるための環境を整えることが必要であることから、下記のとおり環境を整備します。

(ア) キッズコーナーのフロア面積の増及び蔵書数の増

(イ) キッズコーナー専任司書の配置

(ウ) 読み聞かせコーナーの設置

(エ) 子ども用トイレ及び授乳室の設置

イ ヤングアダルトコーナーの充実

10代向けの本の充実を図ります。

ウ 学習スペースの充実

子ども達が資料を用いて、調べ学習できるようなスペースを整備します。

エ 読書通帳の配付

借りた本のタイトルなどを記帳できる「読書通帳」を市内の中学生以下の子ども達に無償で配付します。

(4) 読書活動推進の啓発

おはなし会や各イベント等、様々な機会を捉えて保護者や児童・生徒等に読書の意義をPRします。

(5) 家庭、地域、学校、行政、民間団体などの関係機関との連携強化

ア 移動図書館車の小学校巡回

第2次計画に引き続き、移動図書館車の小学校巡回を行います。また、市立図書館が駅前に移転したことから、多賀城小学校への巡回も開始します。

イ 移動図書館車の登録団体（保育所・幼稚園等）巡回

第2次計画に引き続き、移動図書館車の登録団体への巡回を行います。

ウ 子ども読書活動推進会議での情報共有

第2次計画に引き続き、関係機関との会議を開催し、情報共有を図ります。

エ 読み聞かせボランティア団体と連携した読み聞かせ会の実施

第2次計画に引き続き、読み聞かせボランティア団体と連携し読み聞かせ等のイベントを実施します。

(6) 関係機関ごとの具体的取組

- ・生涯学習課 計画の普及啓発、計画の進行管理
- ・市立図書館 子ども読書の普及啓発、読み聞かせボランティアの育成支援、ブックスタート用ブックリストの作成・配付、子ども読書用リーフレットの作成・配付、展示、イベントの実施、読み聞かせ会の実施、派遣による読み聞かせ、学校図書館と市立図書館のオンライン化と司書派遣、読むことが困難な子どもたちへのサービスの充実、施設見学の受入、職場体験の受入、読書通帳の導入
- ・小中学校 一斉読書の励行、読書促進のための独自事業の実施
- ・健康課 3～4か月児健康診査においてブックスタート用ブックリストの配付、乳幼児健診などの機会を利用した読み聞かせの実施、乳幼児健診会場に絵本を配備
- ・保育所 各保育所のクラスごとの読み聞かせの実施、各行事の際の読み聞かせの実施、ボランティアサークルによる読み聞かせの実施
- ・児童館／子育てサポートセンター
各行事の際の読み聞かせの実施、ボランティアサークルによる読み聞かせの実施

参考資料

1 第2次計画期間中の数値目標の達成状況

第2次計画では10項目に及ぶ目標を掲げ、それぞれの目標達成に向けた具体的な取組を行ってきました。各目標に対する成果は、以下のとおりとなっています。

■目標1：小学生の年間読書冊数60冊（1か月当たり5冊程度）

	項目	平成24年度	平成25年度
多賀城市	1人当たりの月間読書冊数	8.57冊	8.43冊
	1人当たりの年間読書冊数	102冊	101冊
宮城県	1人当たりの月間読書冊数	9.5冊	8.3冊
	1人当たりの年間読書冊数	114冊	99冊
全国	1人当たりの月間読書冊数	10.5冊	10.1冊
	1人当たりの年間読書冊数	126冊	121冊

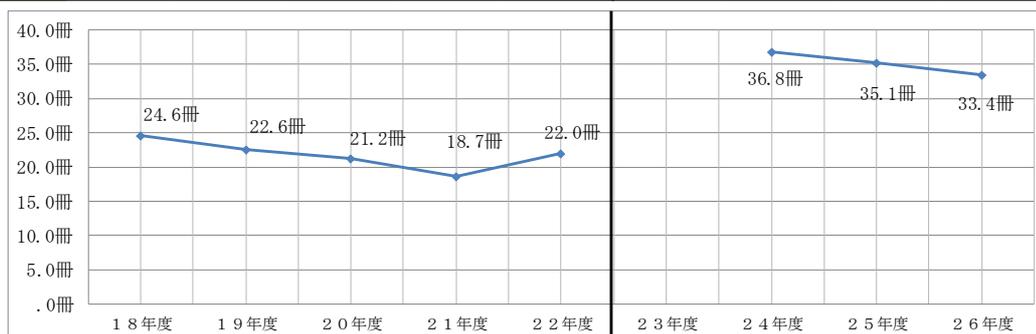
※調査実施年度は、平成24年度及び平成25年度の2か年

※宮城県の数値は、宮城県教育委員会策定『第三次みやぎ子ども読書活動推進計画』より抜粋。全国の数値は、全国学校図書館協議会、毎日新聞社共同調査『学校読書調査』より抜粋。なお、年間読書冊数については、1人当たりの月間読書冊数を12か月分に換算したものの。

宮城県の月間読書冊数が前年度より大きく下がる中、全国平均には及ばないものの、前年度並みを維持し、設定した数値目標を達成することができました。本市の第2次計画に関わる多様な主体の取組の成果であると考えています。

■目標1-1：小学校学校図書館年間貸出冊数30冊

年度	第1次計画期間					第2次計画期間			
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学生	24.6冊	22.6冊	21.2冊	18.7冊	22.0冊	—	36.8冊	35.1冊	33.4冊

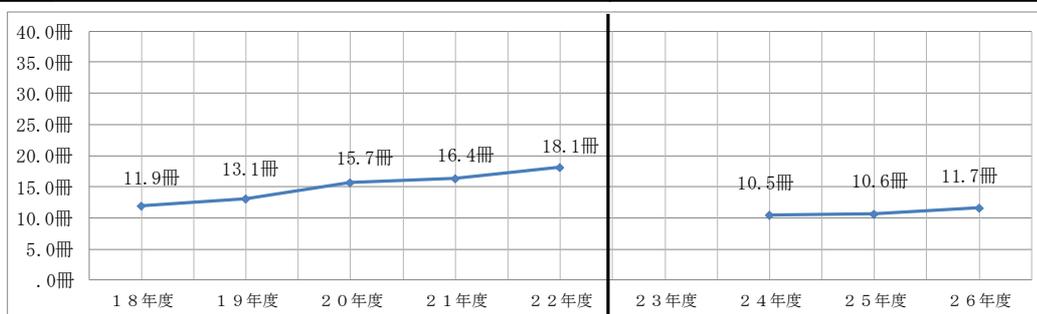


※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

平成24年度から貸出数が減少していますが、第1次計画時の数値と比べれば高いレベルで推移しており、目標値も上回っています。学校図書館と市立図書館とが連携し、学校司書の派遣や授業支援等に取り組んできたことによるものと考えられます。

■目標1-2：小学生市立図書館年間貸出冊数（移動図書館車の利用含む。）20冊

年度	第1次計画期間					第2次計画期間			
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学生	11.9冊	13.1冊	15.7冊	16.4冊	18.1冊	—	10.5冊	10.6冊	11.7冊



※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

第2次計画期間中の数値は目標値には達せず第1次計画時に比べて減少しました。しかし、学校図書館と本館のネットワークを図り学校図書館の司書派遣、市立図書館の本を一定期間学校図書館に配架する等、学校図書館を支援してきたことにより、子どもたちが市立図書館に出向かなくても学校図書館で多様な本を借りることができる環境の整備を行ってきました。

■目標1-3：小学校朝の読書タイム実施校数6校

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
取組校数	—	5校	5校	5校

※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

第2次計画時の最終年となる平成27年度までに、全小学校で実施されています。各学校10分から15分程度の時間で一斉読書に取り組んでいます。

■目標1－4：小学校読書活動推進の独自取組実施校数6校

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
取組校数	—	6校	6校	6校

※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

子どもの読書活動を推進するため、学校において多読児童・多読学級の表彰や図書館まつりの開催など、独自の取組を行っています。これらの取組は、児童の読書意欲の向上につながっていると考えています。

小学校の独自取組の主な内容

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
学級文庫の設置	—	—	5校	4校
推薦図書のお知らせ	—	3校	6校	5校
新蔵書のお知らせ	—	—	6校	6校
図書委員による広報	—	2校	3校	6校
希望図書アンケートの実施	—	—	2校	5校
多読児童・学級の表彰	—	2校	4校	4校
図書館まつりの開催	—	3校	4校	5校

■目標2：中学生の年間読書冊数24冊（1か月当たり2冊程度）

	項目	24年度	25年度
多賀城市	1人当たりの月間読書冊数	3.75冊	3.25冊
	1人当たりの年間読書冊数	45冊	39冊
宮城県	1人当たりの月間読書冊数	4.3冊	3.6冊
	1人当たりの年間読書冊数	51冊	43冊
全国	1人当たりの月間読書冊数	4.2冊	4.1冊
	1人当たりの年間読書冊数	50冊	49冊

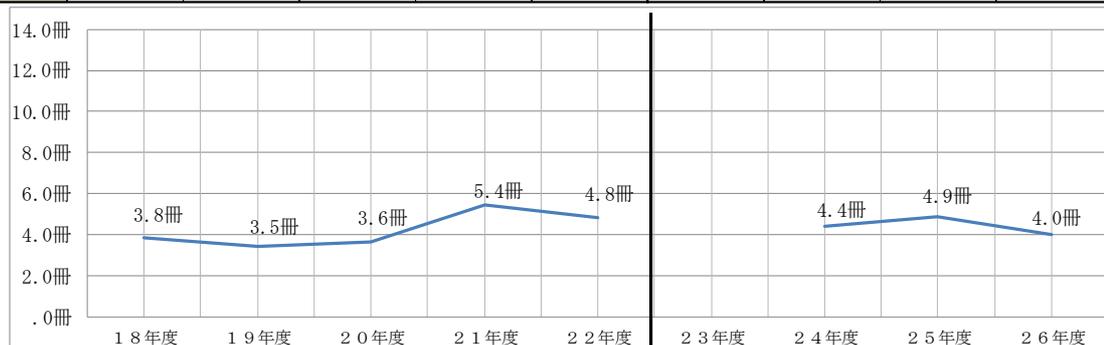
※調査実施年度は、平成24年度及び平成25年度の2カ年

※宮城県の数値は、宮城県教育委員会策定『第三次みやぎ子ども読書活動推進計画』より抜粋。全国の数値は、全国学校図書館協議会、毎日新聞社共同調査『学校読書調査』より抜粋。なお、年間読書冊数については、1人当たりの月間読書冊数を12か月分に換算したものの。

全国平均と宮城県平均には及びませんでした。設定した数値目標を達成することができました。

■目標2-1：中学校学校図書館年間貸出冊数6冊

年度	第1次計画期間					第2次計画期間			
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
中学生	3.8冊	3.5冊	3.6冊	5.4冊	4.8冊	—	4.4冊	4.9冊	4.0冊



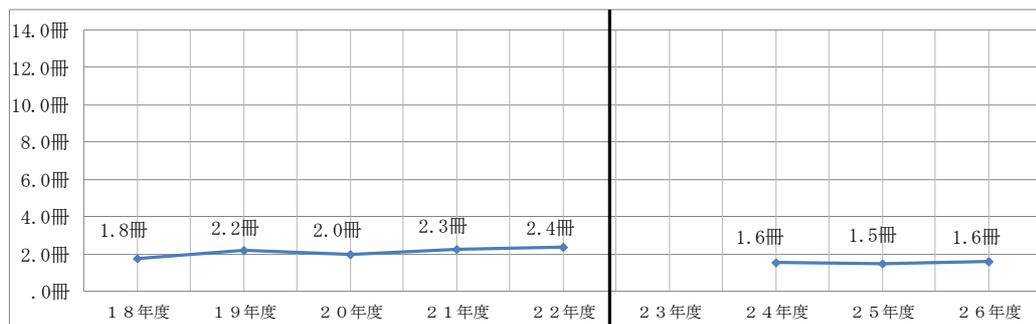
※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

第2次計画期間中の中学校図書館の数値は第1次計画時からほぼ横ばいとなっています。小学校では、第2次計画期間中に市立図書館との連携事業（学校への司書派遣、図書館システム導入等）を強化したことにより、第1次計画中の平均冊数と第2次計画の平均冊数を比べると年間13冊程増加という結果を得ることができましたが、中学校の

年間貸出冊数が目標値を下回る冊数で推移しているのは、市立図書館との連携事業が未実施であることも要因の一つとして考えられます。

■目標 2-2：中学生市立図書館年間貸出冊数 2.5 冊

年度	第1次計画期間					第2次計画期間			
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
中学生	1.8冊	2.2冊	2.0冊	2.3冊	2.4冊	—	1.6冊	1.5冊	1.6冊



※平成 23 年度は震災により数値を把握できませんでした。

中学生は小学生に比べ、数値は低調なレベルで推移しています。その主な理由としては、移動図書館車が巡回していないこと、学校司書の派遣を行っていないこと、部活動や勉強等で読書をする時間を確保することが難しいこと等が考えられますが、今後の取組の中で調査していく必要があります。

■目標 2-3：中学校朝の読書タイム実施校数 4 校

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
取組校数	—	4 校	4 校	4 校

※平成 23 年度は震災により数値を把握できませんでした。

第 2 次計画の早い時期から全中学校で実施されています。各学校 10 分程度の時間で一斉読書に取り組んでいます。

■目標 2-4：中学校読書活動推進の独自取組実施校数 4 校

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
取組校数	—	4 校	4 校	4 校

※平成 23 年度は震災により数値を把握できませんでした。

読書活動を推進するため、各学校において学級文庫の設置や新蔵書の周知など、独自の取組を行っています。これらの取組は、生徒の読書意欲の向上につなげる取組を行っています。

中学校の独自取組の主な内容

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
学級文庫の設置	—	1 校	2 校	3 校
推薦図書 の 周知	—	1 校	3 校	2 校
新蔵書 の 周知	—	2 校	2 校	3 校
図書委員による広報	—	1 校	4 校	3 校
希望図書アンケートの実施	—	—	4 校	2 校
多読児童・学級の表彰	—	1 校	2 校	—

■目標3：読み聞かせ年間活動回数

数値目標は設定せずにとり組状況を把握する指標として、読み聞かせボランティアが市内各所で行った実施回数のほか、第2次計画の実施主体である関係機関等が行った「読み聞かせ」の活動実績は次の表のとおりです。

読み聞かせ年間活動回数実績

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
読み聞かせボランティア	—	130回	140回	139回
市立図書館	—	32回	35回	32回
健康課	—	65回	65回	65回
保育所	—	1,199回	1,208回	1,205回
太陽の家	—	256回	251回	253回
児童館	—	121回	121回	72回
小学校	—	102回	82回	111回
合計	—	1,905回	1,902回	1,877回

読み聞かせ年間活動回数は、一定の活動回数を維持しており、市内の様々な場所で読み聞かせ活動が行われ、子どもたちが本に親しむ機会の充実が図られたと考えられます。

2 第2次計画期間中の主な取組

1 読書文化の普及啓発

当計画の実施主体が、それぞれの立場であらゆる機会を捉え、本のすばらしさ、読書の楽しさを普及啓発しました。また、子どもたちが本に興味を抱くようなイベントを行ってきました。その主な取組の概要は次のとおりです。

(1) 本の楽しさを伝えるための取組

ア 各種イベント

平成 25 年度には、子ども読書の日スペシャルおはなし会を実施し、仙台市出身の絵本作家とよたかずひこ氏による自身の絵本の読み聞かせを通して、子どもたちに絵本の楽しさを感じてもらいました。平成 26 年度には、「こどものかがく」をテーマに児童書を展示し、子ども向けの科学イベントも実施しました。

イ 展示コーナー

毎月、子どもたちの興味を引くテーマに則した本を集め、市立図書館の本館児童室の絵本コーナーに展示し、子どもたちや保護者に紹介を行いました。

平成 26 年度絵本コーナー紹介内容

4月	おひさま絵本	10月	まほう絵本
5月	おかあさん絵本	11月	おしごと絵本
6月	あめふり絵本	12月	さむいくにのはなし絵本
7月	絵本屋さん大賞絵本	1月	お正月絵本
8月	こわ〜いおはなし絵本	2月	どうぶつ絵本
9月	ねずみくんシリーズ絵本	3月	ありがとう絵本

ウ おはなし会

各おはなし会では、手遊びや大型絵本、ボランティアが作成した布絵本を用いながら、乳幼児から読み聞かせを楽しめるような雰囲気づくりに努めました。

また、各小学校での移動おはなし会では、読み聞かせボランティアの協力も得ながら、本への興味を引き出せるようなテーマを設定し、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークなど様々な手法を用いて実施しました。

エ 小中学校での一斉読書

各学校で週1回から5回程度一斉読書に取り組み、読書の楽しさと大切さの意識啓発を図りました。

(2) 図書館を身近な存在にするための取組

図書館見学、職場体験を希望する小中学生の受け入れを積極的に行いました。また、親子でなりきり図書館員等のイベントを企画し、少しでも多くの子どもたちに図書館の魅力、読書の大切さを知ってもらうよう普及啓発を図りました。

(3) 本との出会いを促す取組

推薦本リスト（「赤ちゃんといっしょに楽しむ はじめての絵本」、「赤ちゃん絵本を卒業したら 読みつがれた絵本たち」、「絵本から物語への橋渡しに 読みつがれた幼年童話」）を作成し、配付しました。



また、健康課と市立図書館の連携により、3～4か月児健康診査時、推薦本リストを配付し絵本の紹介や図書館の利用案内を行いました。さらに推薦本リストの他にも、「図書館だより」や「うさちゃんだより」、各おはなし会などでも年齢に合ったおすすめの本を紹介し、本を読むことの楽しさや保護者へ読み聞かせを通した親子のふれあいの大切さを伝えることができました。

2 読書機会の充実

子どもの成長過程に応じた様々な企画や取組みを各分野（関係機関）で実施し、読書機会を創出しました。

(1) 乳児期、幼児期

妊娠期から、子育てに絵本の果たす役割の大切さを啓発し、絵本に関心が持てるような取組を実施しました。母子健康手帳交付時の健康教育や両親学級で絵本を紹介しました。幼児健診時には、待ち時間に自由に見てもらえるよう会場に絵本を配備し、保育士による親子遊びの指導や絵本等の読み聞かせを行いました。

ア 健康課の主な取組 ※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

母子健康手帳交付時の健康教育、両親学級で絵本を紹介

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	64回	65回	65回
人数	—	630名	591名	677名

3～4か月健診時に図書館作成のブックリストを配付

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	25回	25回	25回
人数	—	581名	596名	581名

幼児健診で保育士による親子遊びの指導及び絵本等の読み聞かせの実施

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	65回	65回	65回
人数	—	1,631名	1,662名	1,640名

幼児健診会場への絵本50冊配備

イ 市立図書館の取組 ※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

健康課と連携しての離乳食講習会、幼児食講習会の読み聞かせでは、保護者へ読み聞かせの重要性を伝えるとともに、おすすめの絵本を紹介しました。また、実際に赤ちゃんへ絵本の読み聞かせを行い、読み聞かせ方法や楽しみ方などを保護者へ伝えることができました。

子育てサポートセンターと連携しての出前おはなし会では、子育てサポートセンターを利用している親子と、手遊びをしたり、布絵本に実際に触れてみたり、絵本の読み聞かせだけではなく親子で一緒に楽しめる雰囲気づくりに努めました。

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
離乳食講習会	—	12回	12回	14回
幼児食講習会	—	4回	3回	4回
出前おはなし会	—	12回	12回	12回

ウ 各保育所の主な取組 ※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

日々の保育活動の中で、子どもたちに読書の楽しさを味わってもらい、言葉、文字に興味関心を持ち、創造性を養うことを目的に様々な取組みを実施しました。絵本を通じて親子関係の絆を深められるよう、保護者へ保育所だより等を利用して絵本の紹介をしました。

また、移動図書館車の利用により、子どもたちとたくさんの本との出会いをつくりだすことができました。

日々の保育の中での読み聞かせ

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日	—	1,164日	1,177日	1,175日
冊数	—	17,773冊	20,732冊	20,826冊

市立図書館（移動図書館も含む）の利用

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
冊数	—	3,015冊	2,248冊	2,320冊

ボランティア等による読み聞かせ

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	9回	8回	7回
冊数	—	75冊	42冊	36冊

保護者へ保育だよりや図書館のうさちんだよりで絵本を紹介

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	371回	89回	14回
冊数	—	1,889冊	177冊	112冊

誕生会などの行事での読み聞かせ

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	35回	30回	30回
冊数	—	43冊	41冊	59冊

エ 太陽の家の取組 ※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

日常生活や行事での読み聞かせは、子どもたちの興味関心に合わせ行いました。図書館に隣接している利点を活かして、図書館でのボランティアによる読み聞かせに参加したり、職員が図書館の本を借りて、クラス内で読み聞かせをする等、たくさんの本との出会いをつくりだすことができました。

日々の保育や誕生会などの行事の中で絵本の読み聞かせ

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	256回	251回	253回
人数	—	1,742冊	1,685冊	1,699冊

図書館に出向いて園児の好きな絵本を選んで借りる（移動図書館の利用含む）

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	39回	24回	24回
人数	—	430冊	360冊	360冊

ボランティア等による読み聞かせ

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	9回	3回	2回
冊数	—	45冊	15冊	10冊

子ども達の好きな本を紹介し、親子で絵本に親しめるよう保護者に啓発

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	24回	24回	24回
冊数	—	120冊	120冊	120冊

(2) 学童期、青少年期

ア 小学校・中学校の取組

各学校で一斉読書を励行し、読書を習慣化する機会の充実を図っています。

小学校では、保護者や地域のボランティア方々及び図書館職員による読み聞かせを実施しました。各校では、読書推進に向けて、①多読児童・多読学級

の表彰、②新蔵書の周知、③図書委員による広報、④学級文庫の充実、⑤推薦図書の周知、⑥希望図書アンケートの実施、⑦図書室内の整備、⑧図書館まつりの開催、⑨読書感想画の募集など、独自の取組を実施することができました。

また、第1次計画期間中の平成19年度から、市内小学校への学校司書の派遣を順次開始し、平成22年度には市内全小学校に学校司書の派遣体制を整えましたが、第2次計画期間中も継続して学校司書による学校図書室の運営サポートを行うことができました。

第2次計画期間中の新たな取組としては、図書館システムの導入により、児童への本の貸出・返却の効率化を図るとともに、市内小学校と市立図書館の蔵書データが一元管理できるようになりました。それによって、学校司書を通して市立図書館の児童向け蔵書を学校図書館に一定数配架できるようになりました。

イ 市立図書館の取組

市立図書館では、児童・生徒の施設見学や職場体験を受入れ、図書館の利用方法や図書館の仕事内容を紹介したりするなど、図書館を身近な存在にするための取組を実施しました。

(3) その他

ア 家庭への取組

推奨本リストを作成・配付し、あらゆる機会において子どもの読書活動推進に向けて、周知を図りました。

イ 地域の取組

子どもたちのより良い学びのために、学校・家庭・地域が連携して豊かな教育環境を創り出す「学校支援地域本部事業」の一環として、小学校で地域ボラ

ンティアによる読み聞かせが行われました。地域の力が子どもたちの豊かな学びを支えており、読み聞かせもその1つとして実施されるようになりました。

学校支援地域本部事業ボランティア活動実績

年度	25年度	26年度
実施校数	2校	2校
実施回数	25回	43回
ボランティア人数	28名	28名

※平成25年度から取組を開始

ウ 児童館、子育てサポートセンターの取組 ※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

読み聞かせなどを通して本や読書に親しむ機会を増やし、情操豊かな子どもの育成を図ることを目的に、幼児グループ等の事業による読み聞かせやボランティアによる読み聞かせを行いました。

また、移動図書館の利用や年齢にあった絵本の紹介なども行いました。

自主活動サークルやボランティアによる読み聞かせ

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	20回	13回	1回
冊数	—	47冊	52冊	3冊

幼児グループ等の事業による読み聞かせ

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	101回	102回	71回
冊数	—	105冊	152冊	106冊

移動図書館車の利用

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
冊数	—	642冊	228冊	639冊

図書館との共催での読み聞かせ

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
回数	—	36回	38回	29回
冊数	—	164冊	138冊	90冊

年齢にあった絵本の紹介、本の貸出

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
紹介冊数	—	436冊	171冊	684冊
貸出冊数	—	1,023冊	495冊	668冊

3 読書環境の充実

いつでもどこでも自主的に読書活動ができるように環境整備に努めました。

(1) 市立小・中学校の図書充足率の状況（平成 26 年度末）

学校名	児童・生徒数	基準冊数※	蔵書数	充足率
多賀城小学校	713 人	11,960 冊	11,663 冊	97.5%
多賀城東小学校	512 人	10,760 冊	9,717 冊	90.3%
山王小学校	749 人	11,960 冊	9,394 冊	78.5%
天真小学校	372 人	9,160 冊	8,911 冊	97.3%
城南小学校	839 人	12,360 冊	10,764 冊	87.1%
八幡小学校	325 人	8,760 冊	8,080 冊	92.4%
多賀城中学校	517 人	13,120 冊	11,273 冊	85.9%
第二中学校	449 人	12,640 冊	9,865 冊	78.0%
東豊中学校	236 人	10,160 冊	8,803 冊	86.6%
高崎中学校	607 人	14,240 冊	11,684 冊	82.1%

※基準冊数＝文部科学省の学校図書館図書標準より

(2) 市立図書館と小学校図書館のネットワーク化

平成 23 年度から市立図書館と学校図書館とのネットワーク化に向けて準備を開始し、平成 24 年度にネットワーク化が実現しました。市内小学校と市立図書館の蔵書データが図書館システムを通して一元管理できるようになりました。

また、市立図書館蔵書を学校図書館に一定期間配架する等、限られた資料を有効に活用することができました。

(3) 市立小学校への学校司書の派遣

学校司書と市立図書館が定期的な打合せや連絡会を開催したことにより、学校図書館の環境整備に向けて、連絡調整しながら情報や課題の共有を図ることができる体制をつくることができました。

※参考 学校図書館との連携経過

年度	内 容
平成 19 年度	学校図書館支援事業開始（天真小学校、城南小学校）
平成 20 年度	学校図書館支援事業開始（山王小学校）
平成 21 年度	学校図書館支援事業開始（多賀城東小学校）
平成 22 年度	学校図書館支援事業開始（多賀城小学校、多賀城八幡小学校）
平成 24 年度	学校図書館システム運用開始

(4) 児童書の充実

読み聞かせで使用する大型絵本やエプロンシアター等の充実に努めました。また、ボランティアが作成した布絵本をも用いながら、小さな子どもでも楽しめるようなおはなし会となるように工夫しました。

4 関係機関との連携協力

子どもの保護者や家族、社会福祉課、健康課、こども福祉課及び太陽の家、各保育所、児童館・児童センターなどの行政機関、教育委員会及び各学校、市立図書館などの教育機関、その他市民、関係機関などの連携協力を促進しました。

(1) 移動図書館車の小学校及び登録団体の巡回

各小学校、保育所、幼稚園、児童館等で移動図書館車で貸出を実施し、多くの本に触れていただく機会の提供に努めました。

小学校巡回貸出冊数

	23年度	24年度	25年度	26年度
多賀城東小学校	—	1,603冊	1,256冊	1,340冊
山王小学校	—	2,703冊	2,145冊	2,280冊
天真小学校	—	2,707冊	2,070冊	1,969冊
多賀城八幡小学校	—	1,348冊	922冊	1,553冊
城南小学校	—	3,173冊	4,026冊	2,914冊
合計	—	11,534冊	10,419冊	10,056冊

※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。多賀城小学校は、市立図書館に隣接しているため巡回していません。

登録団体巡回貸出冊数

	23年度	24年度	25年度	26年度
あざみ学級（山王小）	—	552冊	575冊	599冊
西部児童センター	—	507冊	457冊	544冊
八幡保育所	—	425冊	721冊	602冊
鶴ヶ谷保育所	—	594冊	686冊	666冊
鶴ヶ谷児童館	—	108冊	180冊	160冊
つくし学級（天真小）	—	219冊	230冊	275冊
すぎの子学級（多賀城小）	—	649冊	698冊	592冊
志引保育所	—	645冊	776冊	682冊
八幡花園幼稚園	—	447冊	392冊	408冊
高崎幼稚園	—	226冊	224冊	267冊
もみじ学級（城南小）	—	493冊	537冊	658冊
第2もみじ学級（城南小）	—	326冊	327冊	215冊
うぐいす学級	—	651冊	664冊	548冊
多賀城はるかぜ保育園	—	724冊	1,063冊	1,021冊
笠神保育所	—	517冊	527冊	519冊
桜木花園幼稚園	—	514冊	515冊	585冊
多賀城東幼稚園	—	472冊	748冊	680冊
すみれ学級（八幡小）	—	554冊	606冊	603冊
すみれ保育園	—	627冊	780冊	334冊
あかね保育所	—	578冊	637冊	562冊
特別養護老人ホーム多賀城苑	—	455冊	414冊	331冊
せいがん幼稚園	—	451冊	449冊	497冊
合計	—	10,734冊	12,206冊	11,348冊

※その他、各地区も巡回

(2) 子ども読書活動推進会議の開催

関係機関が集まって定期的に会議を開催し、活動状況について共有しながら、進捗状況や課題等を確認しました。

(3) 読み聞かせボランティア団体の活動状況

図書館ボランティア連絡協議会内の読み聞かせボランティアと市立図書館、小学校、保育所、児童館等の連携により、読み聞かせ会を開催しました。

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
活動団体数	—	6団体	6団体	6団体
開催回数	—	130回	140回	139回
延べ参加人数	—	2,425人	2,416人	2,471人

※平成23年度は震災により数値を把握できませんでした。

5 その他（東日本大震災時の取組）

(1) 避難所（文化センター）での子どもランドの設置

学生ボランティアや図書館職員等により、子どもたちが本を読んだり、遊んだりできる子どもランドを避難所内に設置し、読み聞かせ等により、子どもたちの心の負担を少しでも軽くできるように努めました。

(2) 図書館閉館時の取組

被災したことにより図書館が開館できなかったため、図書館の館庭で図書館ボランティアによる青空読み聞かせを実施しました。

また、本館前において移動図書館車での貸出も行いました。

(3) 支援物資（図書）の配付

支援物資として寄せられた図書を各避難所に配付しました。

第3次多賀城市子ども読書活動推進計画
～夢やあこがれを育む読書プラン～
平成28年3月

編集・発行 多賀城市教育委員会生涯学習課
〒985-8531 多賀城市中央2丁目1-1
電話 022-368-1141 内線541～545
FAX 022-309-2460
E-mail gakusyu@city.tagajo.miyagi.jp